

尾張旭市監査公表第9号

令和4年2月22日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年3月1日付け3子相第99号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

こども子育て部子育て相談課

監査の指摘事項	措置状況
療育発達相談の実施伺いにおいて、部長専決である報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、10万円を超える報償費については、部長専決事項とされている。	1回あたりの執行額が10万円未満であっても、年間の執行予定額が10万円を超える場合の報償費について、尾張旭市決裁規程を確認し、部長専決事項とするよう徹底します。